

＜釧路湿原達古武地域自然再生事業実施計画の概要＞

1. 実施主体

環境省 北海道地方環境事務所 釧路自然環境事務所

2. 自然再生の対象となる区域

達古武沼の北側に近接するカラマツ人工林約99ヘクタールを含む約148ヘクタール。

3. 自然再生事業の実施内容

(1) 再生の目標

①長期的には樹木個体の再生のみではなく、事業実施地区を達古武地域本来の森林生態系に再生すること。

②過去の造林事業などにより生じた人為的な土砂流出箇所を把握し、土砂の移動・流出を抑制することにより、達古武沼および周辺湿原へ流入する土砂量を減少させること。

③実際に地域の自然の中で自然のしくみを学び、再生の取り組みに携わることでその効果や意義について学ぶこと。

(2) 事業実施計画

①自然林再生の事業計画

広葉樹の稚樹の定着と成長に関し、それを阻害する要因（ササの被覆・エゾシカによる被食等）を効果的に取り除く手法を用いて再生を進める。ただし、もっとも効果的な手法は各エリアの条件によって異なるため、各手法について試験施工によって検証し、その効果を順応的に適用しながら全域の再生を進める。

試験Ⅰ：初期段階（樹高 50cmまで）…ササを除去する地表処理、防鹿柵の設置

試験Ⅱ：後期段階（樹高150cmまで）…防鹿柵の設置

試験Ⅲ：幼木段階（樹高150cm以上）…カラマツの間伐の実施

各試験について基本的に3年ずつの検証期間で定着密度、成長量を評価し、事業実施地区における条件（母樹からの距離、斜面方位）を考慮した最適な手法を決定する。

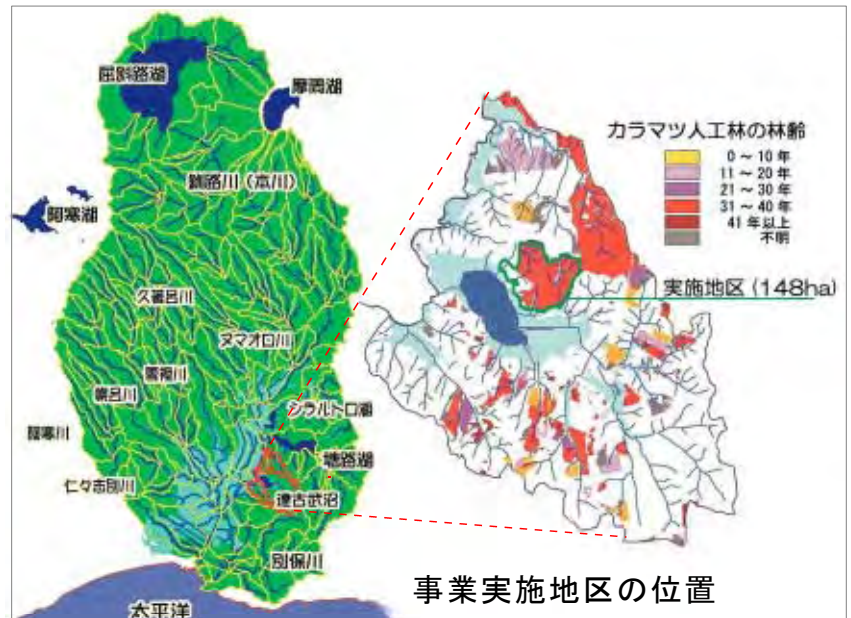
また、樹木および森林性の動物を指標として用いて5年間隔でモニタリングを実施し、再生量等を評価する。

②土砂流出防止の事業計画

未利用作業道の廃止を含めた、作業道からの土砂流出の防止策を実施する。施工の効果を把握するために、事業実施地区から流出する河川の末端部において土砂の流出量を把握する。

③環境学習の事業計画

より実践型・体験型となることを基本とし、実際に地域の自然の中で自然のしくみを学び、再生の取り組みに携わることでその効果や意義について学ぶことができる環境学習プログラムを作成し、実施する。



事業実施地区の位置